

「地縁団体」 認可申請の手引き

〇〇 ~~~~~ 〇〇

不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定がある地縁による団体は、市町村長の認可を受け認可地縁団体（法人格取得）となることで団体名義で保有している資産を登記等ができるようになりました。

この認可を受けるための申請手続きを解りやすく手引にしました。

手続きは、地方自治法、地方自治法施行規則等の関係法令を順守してください。

〇〇 ~~~~~ 〇〇



平成27年4月
身延町役場 総務課 庶務担当

〔 目 次 〕

1 認可地縁団体について	1
2 認可の対象となる団体	1
3 認可の要件	1
4 総会の議決	2
5 認可の申請	2
6 地縁団体の認可	2
7 認可の告示	3
8 告示事項証明書交付請求	3
9 規約変更の認可の申請	3
10 規約変更の認可	3
11 告示事項の変更の届出	3
12 認可の取消し	3
13 留意事項	3
14 認可申請手続きの流れ	4
15 認可地縁団体印鑑登録手続きの流れ	4
16 証明書交付手続きの流れ	5
17 規約変更手続きの流れ	5
18 告示事項変更手続きの流れ	5
19 課税について	6
20 不動産に係る登記の特例（H27.4から）	6

【各種様式記載例】

第1号様式	認可申請書	9
第2号様式	構成員の名簿	10
第3号様式	保有資産目録	11
第4号様式	保有予定資産目録	12
（第3号・第4号様式関係）	保有（予定）資産目録 記載要領	13
第5号様式	活動状況報告書	14
第6号様式	地縁団体の代表者に関する書類（代表者就任承諾書）	15
別紙1	代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	16
第9号様式	規約変更認可申請書	19
第10号様式	規約変更の内容及び理由	20
第11号様式	告示事項変更届出書	21
別紙（第11号様式関係）	承諾書	22
第12号様式	地縁団体告示事項証明書交付申請書	23
申請書様式（第22条の2関係）	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	24
申請書様式（第22条の3関係）	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	25
情報提供様式（第22条の4関係）	公告結果（承諾）の情報提供について	26
通知書様式（第22条の5関係）	公告結果（異議申出あり）通知書	27

【印鑑の登録及び証明に関する条例関係】

第1号様式	印鑑登録申請書	29
第3号様式	印鑑登録証明書交付申請書	30
第5号様式	印鑑登録廃止申請書	31
団体規約の参考例		32
総会議事録の参考例		35

1 認可地縁団体について

平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会、町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体」（略称「認可地縁団体」）といいます。

その後、平成27年に地方自治法の一部が改正され、地縁団体への所有権の移転の登記手続きを促進する特例が設けられました。

2 認可の対象となる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体いわゆる自治会、町内会等が対象です。

- (1) **地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利等を保有しているあるいは保有を予定している団体が対象です。**

不動産には集会施設等が挙げられます。また、不動産に関する権利等は次のとおりです。

- ① 不動産登記法第3条各号のに掲げる土地及び建物に関する権利
(所有権、地上権、永小作権、地役権、先取得権、質権、抵当権、賃借権、碎石権)
- ② 立木ニ関スル法律第1条第1項に規定する立木の所有権、抵当権
- ③ 登記を要する金融資産
- ④ その他地域的な共同活動に資する資産であって登録を要する資産
(地域社会の維持形成のために当該地域において実施する除雪の車両等)

- (2) **以下のような団体は、対象外です。**

- ① 同好会やスポーツ活動、環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体
- ② 老人会や子ども会（年齢制限）、婦人会（性別制限）など構成員に対して住所以外の条件を有する団体
- ③ 不動産等や権利を保有する予定のない団体、現金や預金だけを保有する団体及び自動車や機械だけを保有する団体
- ④ 数人の役員が各自代表権を有する団体（複数の代表者がいる団体）
- ⑤ 連合会や協議会など、単に自治会の連合組織の地縁による団体（連合会として不動産等を保有（予定）の場合を除く）

3 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 認可地縁団体になろうとする自治会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められることが必要です。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動及び集会所の管理運営など一般的な自治体活動のことです。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。

この区域は、その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

- (3) 認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人が対象です。入会の申し込みがあった場合は拒むことはできません。

なお、相当数とはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

(4) 次の項目が記載されている規約を定めなければなりません。

ア. 目的

認可地縁団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容を具体的に定めることが必要です。

イ. 名称

ウ. 区域

エ. 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、代表者の自宅や集会施設の所在地でも構いません。

オ. 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

カ. 代表者に関する事項

キ. 会議に関する事項

ク. 資産に関する事項

4 総会の議決

認可の申請を行うためには、総会において認可を申請する旨の議決が必要になります。

5 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければなりません。

(1) 規約

町内会の規約を現に定めている場合には、3. 認可の要件(4)に記載されている事項がもれなく規定（「規約の参考例」参照）されていなければなりません。必要な事項が抜けている場合は、規約の改正が必要です。

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

総会の議事録の写しに、議長が原本証明したものでも構いません。（「議事録の参考例」参照）（※議事録には代表者が申請を行う議決が含まれていること）

(3) 構成員の名簿（第2号様式）

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、他の様式でも構いません。

(4) 保有資産目録（第3号様式）

(5) 保有予定資産目録（第4号様式）

(6) 活動状況報告書（第5号様式）

活動日付、活動内容、参加者の概要等できるだけ詳しく記載してください。総会に提出した事業報告書を利用しても構いません。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類（代表者就任承諾書、第6号様式）

(8) 上記の他に区域図として住宅地図に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面を添付していただく場合があります。

6 地縁団体の認可

町長は、認可の要件を満たした地縁団体から申請があったときは、認可をします。また、その旨を申請者に通知（第7号様式）します。

7 認可の告示

町長は、地縁団体から申請に基づいて認可したときは、その旨を告示（第8号様式）し、「地縁団体台帳」を作成します。

認可を受けた地縁団体は、告示があるまでは第三者に対抗することができません。

8 告示事項証明書の交付請求

告示された事項についての証明が必要な場合は、これを町長に請求することができます。この証明の申請は、地縁団体告示事項証明書交付申請書（第12号様式）を提出し、手数料の納付（1通につき300円）が必要になります。

9 規約変更の認可の申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、規約変更認可申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請し、認可を受けなければなりません。

- (1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類（第10号様式）
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録）

10 規約変更の認可

町長は、申請に基づいて規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。

11 告示事項の変更の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項に変更（代表者の再任を含む）があったときは、告示事項変更届出（第11号様式）に告示された内容に変更があった旨を証する書類を添えて町長に届け出なければなりません。

町長は、告示内容の変更の届出を受けたときは、変更のあった事項について告示します。

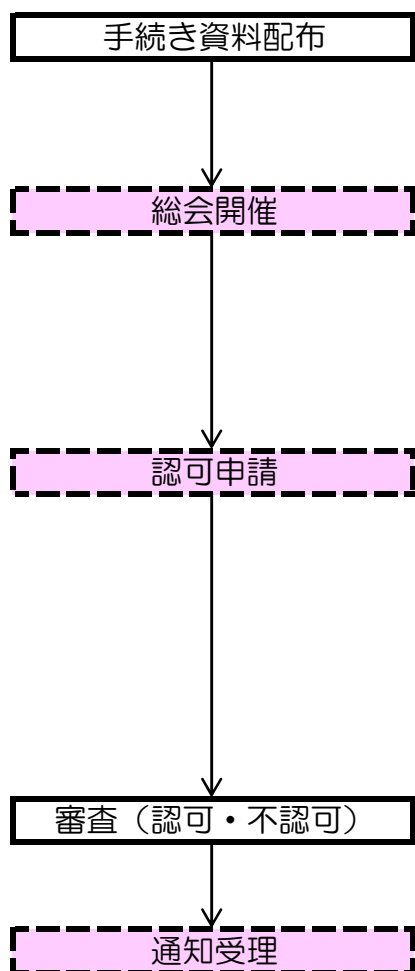
12 認可の取消し

認可の要件の何れかを欠くことになったとき及び不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可地縁団体の認可が取り消されることがあります。

13 留意事項

- (1) 認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。
- (2) 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等（営利活動や農林水産業に関する活動等）を行うことを目的とするものではありません。
- (3) 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。
- (4) 認可地縁団体は、その活動を行うに当たっては、地域における農業協同組合、商工会等公共的団体の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めなければなりません。
- (5) 認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが、様々な支援を受ける関係から区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。

14 認可申請手続きの流れ



手続きの手引きを配布します。

自治会等の皆さんで認可申請について協議する。

認可申請の議決

- ① 規約の改正
- ② 認可申請することの議決
- ③ 代表者が申請人とのあることの議決
- ④ 構成員の確定
- ⑤ 保有する資産の確定

〔提出書類〕

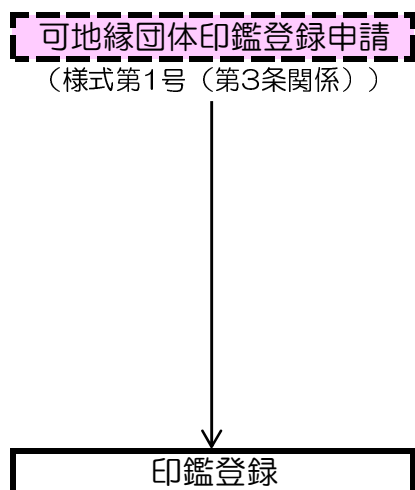
- ① 認可申請書（第1号様式）
- ② 規約
- ③ 認可申請の件を総会で議決したことを証する書類
- ④ 構成員の名簿（第2号様式）
- ⑤ 保有資産目録又は保有予定資産目録（第3・4号様式）
- ⑥ 活動状況報告書（第5号様式）
- ⑦ 代表者就任承諾書（代表者が申請者となる議決書）

認可・不認可の決定 （第6号様式）

- ① 申請団体へ通知（第7号様式）
- ② 告示（第8号様式）

通知・告示をもって認可地縁団体となる

15 認可地縁団体印鑑登録手続きの流れ



認可地縁団体印鑑登録申請書により申請

代表者本人が申請する。

代表者の印鑑登録印を押印し申請

〔次に該当する場合は登録できません〕

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として町長が不適当と認めるもの

町が印影を登録します。

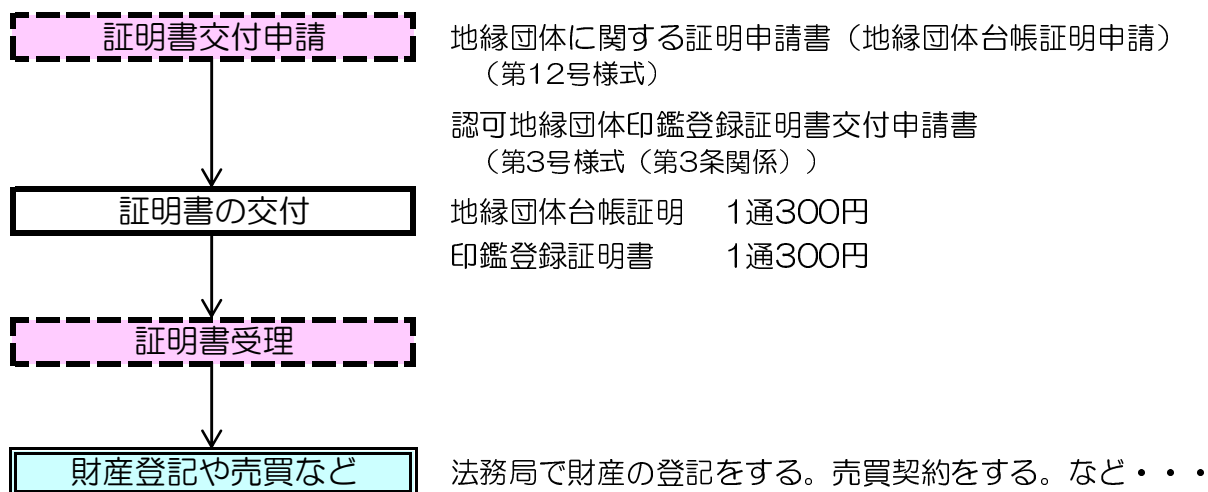
【凡例】

 : 地縁団体・区・町内会・自治会等

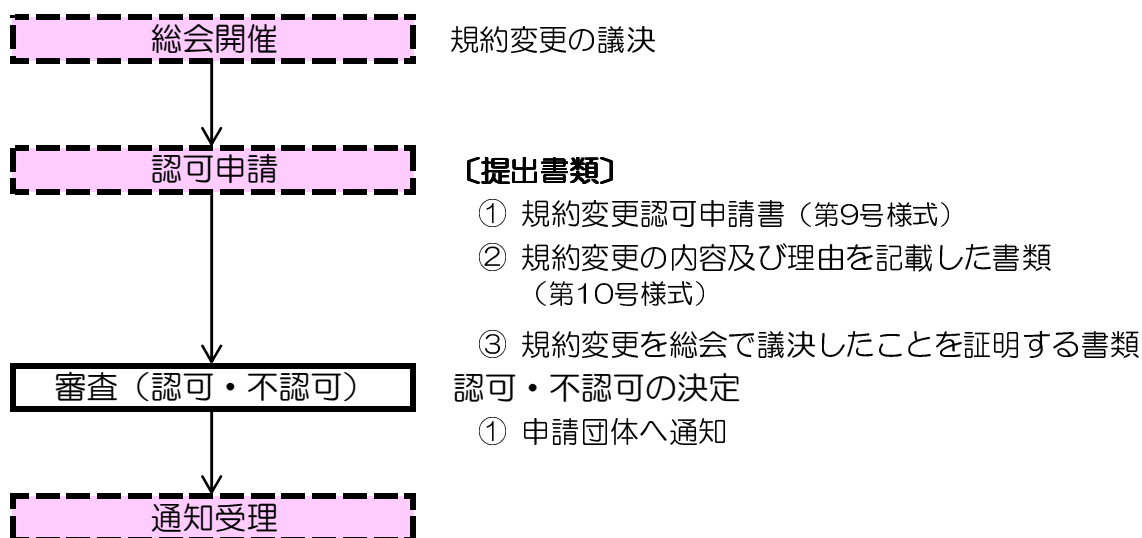
 : 町

 : 法務局・その他

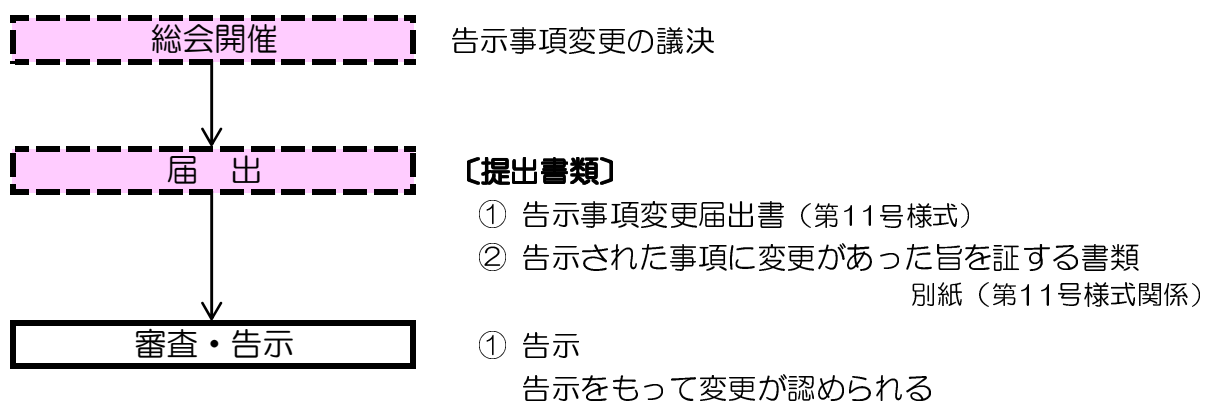
16 証明書交付手続きの流れ



17 規約変更手続きの流れ



18 告示事項変更手続きの流れ



19 課税について（詳しくは、身延町役場の税務課にご確認ください。）

税目		認可前の地縁団体	認可を受けた地縁団体
国 税	法人税 法人臨時特別税を含む	人格なき社団として収益事業のみ課税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	税率	普通法人と同じ	普通法人と同じ
	寄付金損金不参入	普通法人と同じ	普通法人と同じ
	消費税	人格なき社団等として一部特例あり	別表第3に掲げる法人とみなす
地 方 税	法人県民税	人格なき社団として収益事業のみ課税	法人税法上公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	法人町民税	同上	同上
	法人事業税	同上	公益法人並びに収益事業のみ課税
	事業所得	人格なき社団として収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税	公益法人並びに収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税

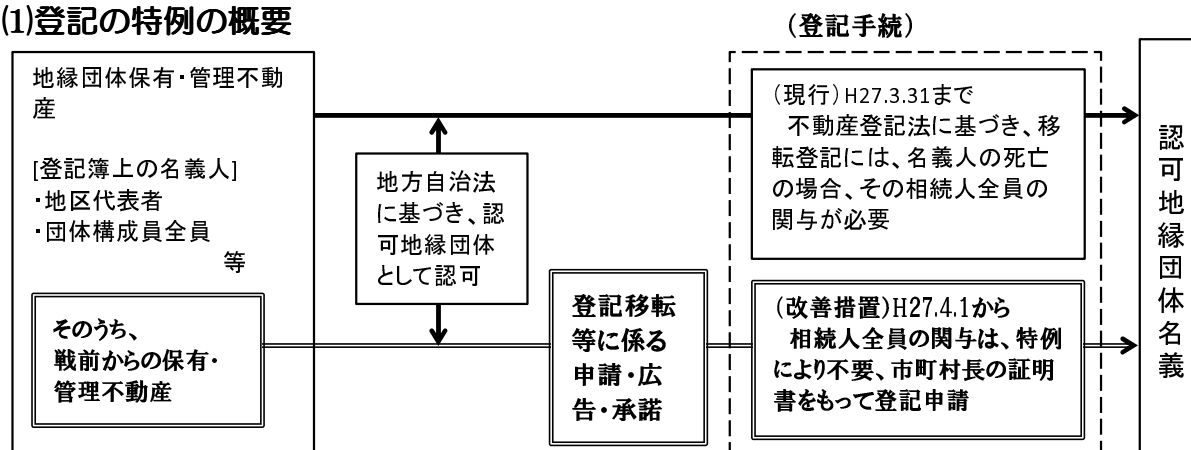
【関係する税】

- ◆ 法人税 (国税)
- ◆ 法人事業税 (地方税)
- ◆ 法人県民税 (地方税)
- ◆ 法人市民税 (地方税)
- ◆ 固定資産税 (地方税)
- ◆ 不動産取得税 (地方税)
- ◆ 登録免許税 (国税)

20 不動産に係る登記の特例（H27.4から）

認可地縁団体が所有する不動産で、表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であるもの（認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れない場合において、市町村長の証明書により、認可地縁団体を当該不動産の登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記をすることが可能となりました。（地方自治法第260条の38及び第260条の39関係）

(1)登記の特例の概要



(2)申請手続きの注意

- ① 申請不動産は、地縁団体の認可申請を行う際に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に記載があるものでなければなりません。
記載がない場合は、当該不動産の所有に至った経緯等を証する総会議決資料等を提出していただきます。
- ② 民法第186条の規定により、(ア)占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有するものと推定されること、(イ)前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定されることを踏まえ、本件申請時点とその10年以上前の時点における認可地縁団体の申請不動産の占有事実を疎明する資料を提出することとされています。
なお、これらは、所有又は占有の事実が記載された認可地縁団体の実績報告書等により事実確認を行うので、次の書類と併せて提出してください。
(写し可)
・ 公共料金の支払い領収書
・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
・ 旧土地台帳の写し
・ 固定資産税納税証明書
・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
これらの書類の提出が困難な場合は、その理由書を提出し、③による疎明が必要です。
また、これらの書類の宛先又は名義が認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者となっている場合は、その確認ができるものを添付しなければなりません。
- ③ ②の書類が揃わない場合は、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等の疎明するものを提出していただきます。
- ④ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであることについては次の資料により疎明が必要です。
・ 認可地縁団体の構成員名簿
・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
・ 墓地の使用人名簿 等
これらの書類の提出が困難な場合は、その理由書を提出し、⑤による疎明が必要です。
- ⑤ ④の書類が揃わない場合は、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可申請団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面を提出し、疎明してください。
- ⑥ 申請不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないことについては、次により疎明してください。
・ 登記記録上の住所の属する市町村長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
・ 申請不動産の所有地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

なお、一部の所在が知れないこととは、登記関係者のうち少なくとも1人について所在の確認を行った結果、所在がしれないことを疎明するに足りる資料を提出できれば要件を満たすものです。

この場合においては、所在が判明している登記関係者から、特例制度により申請を行うことの同意を得ておくことが望ましいとされています。

(2)異議の申出

- ⑦ 異議の申出をできる期間は、3月以上の市町村において定めた広告の期間です。

また、異議を述べる者は、登記関係者であり、異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類「登記事項証明書、住民票の写しその他市町村長が必要と認める書類」の添付が必要です。

なお、異議を述べる登記関係者等が「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」であるときは、原則として、登記関係者以外の者であることとされています。

異議申出書は、当事者間での協議等を円滑にするため、市町村長が認可地縁団体に通知することを了承したうえで提出してください。

添付書類等

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申請書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票写し 戸籍の付票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

第1号様式

平成 年 月 日

身延町長

様

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を
保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿（第2号様式）
- 4 保有資産目録（第3号様式）、保有予定資産目録（第4号様式）
- 5 活動状況報告書（第5号様式）
- 6 代表者就任承諾書（第6号様式）

第2号様式

構 成 員 の 名 簿

平成 年 月 日 現在

No. _____

	氏名	住所
1		身延町 番地
2		身延町 番地
3		身延町 番地
4		身延町 番地
5		身延町 番地
6		身延町 番地
7		身延町 番地
8		身延町 番地
9		身延町 番地
10		身延町 番地
11		身延町 番地
12		身延町 番地
13		身延町 番地
14		身延町 番地
15		身延町 番地
16		身延町 番地
17		身延町 番地
18		身延町 番地
19		身延町 番地
20		身延町 番地
21		身延町 番地
22		身延町 番地
23		身延町 番地
24		身延町 番地
25		身延町 番地
26		身延町 番地
27		身延町 番地
28		身延町 番地
29		身延町 番地
30		身延町 番地

※氏名、住所の記載があればこの様式に限りません。

保 有 資 産 目 録

団体名

平成 年 月 日 現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地

イ 土地

地目	面積	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保 有 予 定 資 産 目 録

団体名

平成 年 月 日 現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

〔保有資産目録 記載要領〕

1(1) ア 建物

○ 名 称 … ○○町内会集会所、○○区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。(参照：不動産登記規則第113条)

○ 延 床 面 積 … 不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。

(注) 不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○ 所 在 地 … 市区町村内の地番(不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条)及び家屋番号(同法第44条、不動産登記規則第112条)まで記載すること。

1(1) イ 土地

○ 地 目 … 不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。

(注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○ 面 積 … 不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

(注) 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」

○ 所 在 地 … 市区町村内の地番(不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条)まで記載すること。

(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号)と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては、其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2(1) ○ 権 原 … 不動産登記法第3条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

○ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分によること。

○ 所 在 地 … 原則として1に同じ。

2(2) ○ 資産の種類 … 国債、地方債、社債については、銘柄(社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類(車両、船舶等)、取得金額及び取得数量を記入すること。

〔保有予定資産目録 記載要領〕

1 不動産…所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○ 不動産の種類 … 土地、建物及び立木の区分による。

○ 取得予定時期 … 売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○ 所 在 地 … 原則として市区町村内の地番(建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号)まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○ 資産の種類 … 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。金融資産の場合は国債、地方債、社債といった区分により記入すること。その他の資産の場合は、当該資産の種類(車両・船舶等)に区分して記入すること。

○ 権原、取得 … 権原は保有資産目録2(1)に、取得予定時期は上記1に同じ。
予 定 時 期

活 動 状 況 報 告 書

団体名

実施年月日	活動の内容	参加者の概要及び人数	備 考

代 表 者 就 任 承 諾 書

私は、地 縁 団 体 ○ ○ 区 の代表者となること、また認可申請手
続きの代表者になることを承諾します。

平成 年 月 日

代表者

住 所

氏 名

印

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称 _____

代 表 者 名 _____ 印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(有 ・ 無)

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(有 ・ 無)

◆ 有の場合

職務代行者氏名 _____ 印

住 所 _____

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

該当の無い団体は、「無」の番号に○印をしてください。

身延町長から認可申請団への通知です。

身 総 発 第 ○ 号
平 成 年 月 日

様

身延町長

地縁団体の認可について（通知）

平成○年○月○日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します 認可しません
- 2 認可の内容又は認可しない理由
 - (1) 地縁団体の名称 又は 認可しない理由
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名及び住所

身延町告示第○号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、下記の地縁による団体を認可する。

平成 年 月 日

身延町長

記

- 1 名 称
- 2 規約に定める目的
- 3 区 域
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 代表者の氏名及び住所
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
並びに職務代行者の選任の有無
- 7 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- 8 解散の事由
- 9 認可年月日

平成 年 月 日

身延町長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定の変更の許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規 約 変 更 の 内 容 及 び 理 由

団体名

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

平成 年 月 日

身延町長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

承 諾 書

私は、 地方自治法第260条の2第11項に規定する「地縁による団体」の告示事項変更届出にあたり ○ ○ 区 の代表者となることを承諾します。

平成 年 月 日

身延町長 様

代表者

住 所

氏 名

印

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

平成 年 月 日

身延町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の交付を請求いたします。

申請に係る 団体の名称及び 事務所の所在地	所在地	身延町
	名 称	
使用の目的		
提出先		
交付請求数	部	

平成 年 月 日

身延町長

様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため広告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇区集会所	100㎡	所在：山梨県南巨摩郡 身延町切石350番地 家屋番号：125番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	山梨県南巨摩郡 身延町切石350番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称、住所

- ① 〇〇区集会所 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地 身延 太郎
- ② 宅地 山梨県南巨摩郡身延町切石351番地 身延 太郎

(添付書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

平成 年 月 日

身延町長 様

異議を述べるも者の氏名及び住所

氏名 印

住所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の3第2項の規定による公告に基づき、当該広告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称、住所

(3)広告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容

(添付書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
☐ 住民票の写し
☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間で協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

申請団体名 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

身延町長 望 月 仁 司

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の3第1項の規定により、平成 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇区集会所	100㎡	所在：山梨県南巨摩郡 身延町切石350番地 家屋番号：125番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	山梨県南巨摩郡 身延町切石350番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称、住所

① 〇〇区集会所 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地 身延 太郎

② 宅地 山梨県南巨摩郡身延町切石351番地 身延 太郎

(3)広告期間

2 公告の結果

1の広告については、1(3)の広告期間内に異議の申出はありませんでした。

身延町が使用する様式です。

申請団体名 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所 身延町長 望 月 仁 司

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の3第1項の規定により、平成 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称、住所

(3)広告期間

2 異議の内容

(1)異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係等の別

(2)異議を述べた年月日

(3)異議を述べた理由等

身延町告示第○号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権の保存又は移転に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成 年 月 日

身延町長 望 月 仁 司

1. 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：

区域：

主たる事務所の所在地：

2. 不動産に関する事項

建物の名称：○○○○

延床面積：○○㎡

所在地：○○○○

土地の地目：○○○○

面積：○○㎡

所在地：○○○○

3. 申請事項に関し異議申し出ができる者

(1) 申請不動産の表題部所在地又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4. 異議申出の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する書類を添付して提出

認可地縁団体印鑑登録申請書			
身延町長 様		平成 年 月 日	
登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称 山梨県南巨摩郡身延町 番地		
(資 格) () 代表者等の氏名	個人印	生年月日 年 月 日	
代 表 者 等 の 住 所 山梨県南巨摩郡身延町		番 地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

☐ 本 人
申請者

☐ 代理人
氏 名

☐ 印

(注意事項)

- 1 この申請は本人自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 「(資格)代表者等の氏名」欄の氏名の次に押印する印は、当町において登録されている代表者等の個人の印を押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者の個人の印を押印してください。)
- 4 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、本人又は代理人のいずれかにレ印を付し、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

平成 年 月 日

身延町長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	(資格) 代表者等の 氏名	(個人印	山梨県南巨摩郡身延町 番地
		生 年 月 日	昭和 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

☐ 本人 住所
☐ 代理人 氏名 印

(注意事項)

- 1 この申請は本人自ら手続きをしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請人が本人又は代理人のいずれの場合にも申請者の住所・氏名を記入のうえ、申請者個人の印を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

平成 年 月 日

身延町長 様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	(資 格) ()	山梨県南巨摩郡身延町	番地
	代表者等の氏名	個人印	生年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

☐ 本人 住 所 山梨県南巨摩郡身延町
☐ 代理人 氏 名 印

(注意事項)

- 1 この申請は本人自ら手続きをしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当町において登録されている代表者等の個人の印を「(資格)代表者等の氏名」欄の氏名の次に押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者の個人の印を押印してください。)
- 3 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者欄は、申請人が本人又は代理人のいずれの場合にも申請者の住所・氏名を記入のうえ、申請者個人の印を押印してください。

「規約の参考例」

〇〇区規約

(〇〇会則、〇〇規程等でも可)

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回覧、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (5) 会員相互の親睦を図る
- (6) 〇〇〇〇・・・・・・・・

(名称)

第2条 本会は、〇〇区と称する。

会の名称に、特に制限はありません。〇〇自治会等

(区域)

第3条 本会の区域は、身延町〇〇〇〇番地から□□〇〇〇番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、身延町〇〇〇〇番地に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) その他役員 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、書記、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。
- 4 会計は、本会の会計事務を行う。
- 5 その他の役員は、本会における専任業務を遂行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会で報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※規約には、最低限次の項目の定めが必要です。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

- 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

- 第14条 総会は、会員をもって構成する

(総会の機能)

- 第15条 総会は、この規約に定めるもののほかは、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の○分の○以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の要請があったとき

(総会の招集)

- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

- 第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

- 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

- 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の一以上の二分之一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、年度開始前後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準とし収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌○月○日に終わる。

第7章

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得、かつ、町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の○分の○以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決、及び町長の認可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て○○が別に定める。

附則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

「議事録の参考例①」

〇〇区平成〇〇年度定例会 議事録

1 日時及び場所

日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

場所 〇〇公民館

2 会員の現在数及び出席者数

(1) 会員の現在数 〇 名

(2) 出席者数 〇 名

(出席者数の内、書面表決者〇名、表決委任者〇名)

3 議長 (〇〇氏) が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

4 開催目的、審議事項及び議決事項

議案1号

平成〇年度事業報告

議案2号

平成〇年度決算報告

議案3号

平成〇年度役員選任について

議案4号

平成〇年度事業計画 (案) の審議

議案5号

平成〇年度予算 (案) の審議

【認可申請のとき】

第1号議案 〇〇区の地縁による団体の認可申請を行うことについて

第2号議案 〇〇区規約の制定(変更)について

第3号議案 〇〇区の認可申請に係る代表者の選出について

※認可申請の際は、上記が議決された証明が必要です。

5 議事の経過の概要及びその結果

議案1号、議案2号について

監査委員から正確に処理されている旨の監査報告がされた。

第1号、第2号議案は、満場一致で承認された。

議案3号について

会長 〇〇 副会長 〇〇 会計 〇〇

監査 〇〇

満場一致で上記の役員の選任について承認された。

議案4号について

満場一致で上記の役員の選任について承認された。

議案5号について

第5号議案〇〇について質疑があり、〇〇であるとの回答があった。

出席者〇名中〇名の賛成により可決された。なお保留は〇名、反対は、〇名であった。

以上、この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

平成〇年〇月〇日

議長	〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇	印

～議事録作成について～

◆ 規約の定めるところにより議事録を作成すること

（総会の定足数）

第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

書面議決書の例

〇〇区 第〇回総会議長 様	平成〇年〇月〇日 山梨県南巨摩郡身延町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 印			
書 面 議 決 書				
私は、平成〇年〇月〇日の第〇回総会に都合により出席できないので、 〇〇区規約第〇条の規定により、下記の事項について書面をもって議決権 を行使いたします。				
記				
第1号議案 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 33%;">承認する</td><td style="width: 33%;">承認しない</td><td style="width: 34%; text-align: right;">その他 _____</td></tr></table>	承認する	承認しない	その他 _____	
承認する	承認しない	その他 _____		
第2号議案 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 33%;">承認する</td><td style="width: 33%;">承認しない</td><td style="width: 34%; text-align: right;">その他 _____</td></tr></table>	承認する	承認しない	その他 _____	
承認する	承認しない	その他 _____		
第3号議案 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 33%;">承認する</td><td style="width: 33%;">承認しない</td><td style="width: 34%; text-align: right;">その他 _____</td></tr></table>	承認する	承認しない	その他 _____	
承認する	承認しない	その他 _____		
以上				

委任状の例

〇〇区 第〇回総会議長 様	平成〇年〇月〇日 山梨県南巨摩郡身延町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 印
委 任 状	
私は、平成〇年〇月〇日の第〇回総会に都合により出席できないので、 付議される議案について議決権を次の者に委任します。	
記	
出席者	住所
氏名	